

札幌市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定（2021 西区小別沢）に対する  
質問及び回答

10月26日付けの質問事項に対して回答します

質 問 事 項	回 答
<p>1. 様式4-(見積書) 1単価 (1) 間伐 について</p> <p>搬出材積40以上となると大抵の林分の間伐率が50%となるかと存じます。今回対象山林、また、札幌市間伐補助金の条件・仕様を確認したところ、20%以下の間伐となっております。「40～、50～、60以上」の欄については該当しないと考えられます。</p> <p>以上のことから、該当しない単価の欄は「×」と表記してよろしいでしょうか。</p> <p>2. 様式4-(見積書) 1単価 (3) 販売 経費(運材・販売委託料等) について</p> <p>見積書記載の単価は10年間原則として変更不可とのことですが、販売経費については林業事業体での裁量で変えられません。情勢によって大きく変動する可能性が考えられます(運材費、ガソリン代他)。この項目についても単価が変更できない対象となるのでしょうか。</p>	<p>1. 様式4-(見積書) 1単価 (1) 間伐 について</p> <p>該当しない(使用しない)と考える単価の欄に斜線を引いたうえで、表の下にその理由を記載することを可能とします。</p> <p>2. 様式4-(見積書) 1単価 (3) 販売 経費(運材・販売委託料等) について</p> <p>販売経費は、原則として、見積書に記載した額から変更することはできません。ただし、ガソリン代や労務費などの価格変動の影響による販売経費の変更は、森林所有者と札幌市が認める場合は可能です。</p> <p>これは、林業者の責めに帰すことができない客観的合理性が認められる経費の増額については、一律に林業者の負担とするのではなく、協議により変更を可能とする趣旨によるものです。</p> <p>(参考) 経営管理権集積計画の別添2の3. 伐採等に要する経費の算定方法「木材の販売に係る経費のほか、その他経営管理に要する必要経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権を受けるに当たって乙(札幌市)に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。<u>ただし、甲(森林所有者)と乙(札幌市)が認めた場合は、この限りではない。</u>」</p> <p>(回答日 令和3年10月29日)</p>

※ 質問内容は、趣旨を損なわない範囲で修正・要約することがあります。